

令和8年7月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和8年7月24日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1番 宮本 国男	☒ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
☒ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	☒ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美 ☒ 山下 勝美	○ 松本 美徳 ○ 松本 伸雄	○ 山口 康明 ○ 長谷川 壽幸
○ 山口 信也 ○ 前田 將直	○ 松瀬 竹虎 ○ 新見 哲也	○ 高田 良彦 ○ 渡口 学
○ 松尾 茂 ○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾 ☒ 松本 覚二	○ 小林 重喜 ○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 金 子 恵 子	次 長 田 畑 徹 二	係 長 桃 田 忠 邦
主 事 補 川 崎 涼	主 事 池 洸 彦	
7. 議 長	佐 々 木 龍 二	
8. 議事録署名委員の指名		
18 番 須藤 正文	1 番 宮本 国男	

【事務局長】

皆様こんにちは。このように暑いさなかご出席いただいて有難うございます。そして日頃から農業委員会の業務にご理解とご協力をいただきまして誠に有難うございます。毎日暑い日が続いておりますが体調にお変わりはありませんか。今年からですね早くから暑くなってきましたので今まで以上に熱中症に気を付けてマメに水分を取って涼しい所に入るなどして、くれぐれも無理をなされないようにしてください。それでは定刻となりましたので、只今から令和8年度第4回目となります7月の農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。本日の欠席委員さんは農業委員2番瀬川委員、4番末武委員、8番崎村委員、推進委員2番山下委員、16番松本寛二委員です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による過半数以上に出席いただいておりますので定足数に達しております。本総会が成立していることをご報告いたします。それでは佐々木会長のご挨拶をいただきまして総会に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会 長】

あらためまして皆様こんにちは。連日、うだるような暑さが続いています。雨も降りません。農畜産業の方々には高温対策や水不足対策にご苦労されているのではないのでしょうか。加えて今年の米の価格がどうなるかも大変気掛かりです。さて、私は家庭菜園で夏野菜を作っていますが、失敗ばかり重ねています。今年も初生りのトマトをカラスに取られ、サツマイモの苗はイノシシに掘り返されてしまいました。最近、市内の70代後半の男性農業者の方から「失敗の蓄積で知恵になる」と貴重な助言を頂きました。皆様ご存じのプロ野球の元監督・野村克也氏は、「失敗と書いてせいちょうと読む」と常々言われていたそうです。「失敗を恐れている人は人は成長しない。大切なことは、その失敗を反省し、次は成功するように頑張ることなのだ。それがその人間を成長させる」とおっしゃっています。私はこの言葉に深い感銘を受け、野菜作りや農業委員の活動等で失敗しても挫けず、前向きに取り組むよう努めています。ここで、2つお知らせがあります。1つは去る6月25日に松浦市農業委員会が長崎県農業会議から表彰を受けたことです。農業者年金の加入推進活動に積極的に取り組んだということでの受賞です。長崎県農業会議が設定した昨年度の松浦市の新規加入者目標1名を達成したことによるものです。遅くなりましたがご報告しておきます。2つ目はお陰様でまつうら農業委員会だより第29号が発行できたことです。ご尽力頂いた崎村委員長様を初め編集委員の皆様と事務局職員の方々に心より感謝申し上げます。有難うございました。結びになりましたが、統計によりますと熱中症に罹る人が多いのは7月下旬だそうです。皆様、熱中症予防にくれぐれもご留意いただきますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。それでは本日の総会、よろしくお願いいたします。

【議 長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員18番、須藤委員、同じく1番、宮本国男委員にお願いします。続きまして、報告事項に移ります。議案書1ページから2ページ、農地転用許可不要案件届出書の受理報告、法第3条の3の規定による届出（相続）、提案事件の集計表について事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページから2ページをご覧ください。農地転用許可不要案件届出書の受理報告でございます。届出人は志佐町里免~~〇〇~~番地 松浦市長 ~~〇〇〇〇~~氏、登記簿上の農地の所有者は御厨町西木場免~~〇〇~~番地 ~~〇〇〇〇~~氏です。農地の表示は御厨町西木場免字蛭田~~〇〇〇〇~~、地目は畑、面積は255㎡です。事業目的は西木場地区の耐震性貯水槽（防火水槽）の新設で、転用期間は永年となっております。耐震性貯水槽の設置につきましては、土地収用法に該当する事業として規定され、市町村が消防法に基づき設置する水利施設となります。よって農地法の転用許可不要案件となっております。令和8年6月15日付けで届出があり、6月23日に受付けております。

次に農地法第3条の3の規定による届出（相続）でございます。1件でございます。被相続人は志佐町横辺田免[]番地 []氏、相続人は志佐町横辺田免[]番地 []氏です。農地の表示は志佐町横辺田免字瀬道[]から字柿木田[]番までの田17筆、畑2筆 計19筆の合計面積16,439㎡です。被相続人の[]氏は令和7年6月10日に亡くなられ、相続人の[]氏が令和8年6月11日に相続登記が完了したということで、令和8年7月3日付けで届出があり、同日受付をしております。

最後に提案事件の集計表です。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法第3条の所有権移転が3件、農地法第4条の転用が1件、農地法第5条の転用が1件、農地法第51条の違反転用事案報告が1件、非農地証明願が1件、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が7件でございます。私からの説明は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。無いようですので報告どおりとさせていただきます。それでは付議事項に入ります。3ページ議案第36号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第36号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてです。本件は、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可又は不許可をご審議いただくものです。議案は3ページです。事件番号1です。譲渡人は、今福町木場免[]番地 []氏、譲受人は、今福町寺上免[]番地 []氏です。土地の所在は、今福町木場免字二反田[]です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のため贈与により所有権の移転を行うものです。[]氏は認定農業者ではありませんが、水稻を精力的に作付けされております。農業従事者は2名、農業従事日数は年間180日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

事件番号2です。譲渡人は、調川町平尾免[]番地 []氏、譲受人は、調川町平尾免[]番地 []氏です。土地の所在は、調川町平尾免字樋ノ川[]です。申請事由は、双方で合意がなされ交換により所有権の移転を行うものです。[]氏は認定農業者ではありませんが、農地の管理を精力的にされております。農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

事件番号3です。譲渡人は、調川町平尾免[]番地 []氏、譲受人は、調川町平尾免[]番地 []氏です。土地の所在は、調川町平尾免字樋ノ川[]番です。申請事由は、双方で合意がなされ交換により所有権の移転を行うものです。[]氏は認定農業者ではありませんが、水稻や畑を精力的に作付けされております。農業従事者は2名、農業従事日数は年間150日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず事件番号1番について、推進委員12番、渡口委員をお願いします。

【渡口委員】

推進委員12番、渡口です。この件につきましては、双方でお話ができている、そして無償という事で何ら問題なく進んでおります。以上です。よろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして事件番号2番と3番について推進委員11番、高田委員お願いします。

【高田委員】

推進委員11番、高田です。先日、本人さん達から連絡がありまして、双方話し合いの上で要承認ということで問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号1番から3番について地元委員さんからの説明がございました。それでは事件番号1番から3番について一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

【宮本国男委員】

はい。

【議 長】

はい、お願いします。

【宮本国男委員】

3番の面積ですね。取得前と取得後の、これは一緒なんですか。

【議 長】

事務局からよろしいでしょうか。

【事務局】

面積が一緒の理由はですね、元々ですね、この農地を借りていて、交換で所有権を移転するってなってるんですけど、元々この農地を借りていたの、元々〇〇さんから〇〇さんが借りていて、そこから交換で〇〇さんがこの農地を所有する事になりますので、面積は変わらず所有権だけが移転ということになりますので面積は変わりません。

【宮本国男委員】

了解。

【議 長】

はい、有難うございました。他にご意見等はございませんでしょうか。

はい、無いようですので、議案第36号農地法第3条の規定による所有権移転の許可につきましては、申請のとおり決定することといたします。続きまして4ページ、議案第37号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第37号農地法第4条の規定による許可申請についてです。農地法第4条の規定による許可申請があったので、許可相当であるか否かを決定するものです。関係資料を28～31ページに添付しております。転用者は、志佐町赤木免■■番地 ■■■氏です。次に、申請地は志佐町赤木免字山神■■・田・377㎡になります。農地の区分は、土地改良事業の行われていない小規模の農地のため第2種農地です。代替地が無い場合に許可となる区分です。転用の目的は駐車場用地として利用するものです。土地利用については、31ページをご覧ください。西と東、両側から進入できるようにし、番号5, 6, 7の右側をコンクリートで舗装し、左側は土を固めて現状のまま利用するとのことでした。排水については、雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水は発生しないとのこと。営農への影響ですが、隣接する農地がないため営農に被害を及ぼす恐れはなく何ら問題はないと思われます。許可相当と考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。事件番号1番について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員10番、宮本章委員をお願いします。

【宮本章委員】

農業委員10番、宮本です。先般、農業委員会の事務局の方と現地を視察した結果、上下とも道路に挟まれており他の農地への被害は無いかと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

【議 長】

有難うございました。それでは現地を確認された委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員11番、坂本委員をお願いします。

【坂本委員】

農業委員11番の坂本でございます。先日、農業委員会職員さん2名と前田農業委員と4名で現地を確認いたしました。先ほど宮本委員が言われたとおり、水関係それから周りの周囲の関係、特に問題ないと思われます。ご審議の方よろしくをお願いします。

【議 長】

有難うございました。それでは事件番号1番について審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議案第37号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。続きまして5ページ、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第38号農地法第5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条の規定による許可申請があったので、許可相当であるか否かを決定するものです。関係資料を32～36ページに添付しております。譲受人は佐世保市小佐世保町■■■■■■氏、譲渡人は御厨町米ノ山免■■番地 ■■■氏です。次に申請地は、御厨町米ノ山免字脇ノ神■■■■・畑・354㎡になります。農地の区分は、鉄道の駅まで300m以内の区域にある農地であるため、第3種農地です。転用の目的は、贈与により所有権を移転し、一般個人住宅として利用するものです。土地利用については、現況の石垣は乗入れ箇所以外は現状のまま利用し木造合金メッキ鋼板葺2階建を建設すると

のこと。排水については、雨水排水は自然流下及び水路放流、汚水及び生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後に水路へ放流とのこと。営農への影響ですが、西側と東側に畑がありますが南側に障害物がないため日照は確保できるため営農に被害を及ぼす恐れはなく何ら問題はないと思われます。許可相当と考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。事件番号1番について、地元委員の推進委員2番、山下委員が本日欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

7月17日に現地確認を行いました。確認した結果、日照などちゃんと確保できるようになっているため、何ら問題は無いと思われます。以上です。

【議 長】

有難うございました。それでは現地を確認された委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員9番、前田委員お願いします。

【前田秀一委員】

農業委員9番の前田でございます。先ほど説明がありましたように7月17日に11番坂本委員と地元の山下委員、事務局2名と現地確認をしております。34ページの資料をご覧ください。申請地の左上、北西部になりますけど、ここに水路が走っています。これは一般的な水路です。そして新設の東側に水田が広がっていますが、これは別に農業用水路が確保されていて水利的には何も問題は無いかと思います。そして現地確認の折に隣接の[]と書いてありますけれども、従弟がたまたまおまして、そこでちょっと話をしたら何ら問題ないということでしたので、そういうことでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

【議 長】

有難うございました。それでは事件番号1番について審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。続きまして6ページ、議案第39号非農地証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

スクリーンを準備しますので、少々お待ちください。

議案第39号非農地証明願について説明いたします。非農地証明願いについては、現況が非農地化し、かつ、一定の条件に適合する土地については、農業委員会が農地法の適用対象外であることを証明する非農地証明書を交付することができるとされています。交付の基準につきましては、5月総会で定めた非農地証明事務取扱基準に記載があるとおりです。本案件は、人為的に無断転用された土地で、その転用行為からおおむね20年以上が経過し、農地への復元が著しく困難であり、かつ、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地であるということで提出されたものです。位置図と字図を37～39ページに添付しております。申出人は、福島町鍋串免[]番地 []氏です。申請地は福島町塩浜免字カキビ[]と[]の計2筆、合計面積701㎡です。スクリーンをご覧ください。

現地調査は7月17日に行いました。ご覧のとおり、周囲をコンクリート及び石垣で囲い整備されており、表面を碎石舗装している状況です。駐車場となった経緯ですが、平成10年頃から駐車場として利用を始め、現在も[]中学校及び[]小学校の学校行事の際の駐車場として利用しているとのこと。非農地証明交付の要件確認ですが、非農地証明事務取扱基準第3証明基準の(4)人為的に無断転用された土地で、その転用行為からおおむね20年以上が経過し、農地への復元が著しく困難であり、かつ、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当するため、申出のとおり非農地証明を交付して差し支えないものと考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。事件番号1番について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。推進委員15番、徳田委員お願いします。

【徳田委員】

15番、徳田です。昨日、福島支所の池主事と立会いを行いました。お父さんに当ります故[]氏は建設工事をされていたので、工事機械やダンプトラックを使われていたので、碎石舗装がされておりますが、その碎石が固く踏み固まっている状況です。現在は福島の学校行事の折に駐車場として活用したり、これも農地への復元は厳しいと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

【議 長】

有難うございました。それでは現地を確認された委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員11番、坂本委員お願いします。

【坂本委員】

農業委員11番の坂本でございます。7月17日に農業委員会2名、前田委員の4名で拝見させていただきました。地目が田となっておりますが、水がですね水路が低い所にあってですね、高い所からパイプを埋設して水を引かれていたのかどうか分かりませんが、人工的に水をのせて作られていたものと思われますが、もう10年以上作られていない、それと公共的にですね駐車場としてやはり必要な土地ではなかろうかという考えもいたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

有難うございました。それでは事件番号1番について審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

はい、無いようですので、議案第39号非農地証明願については、非農地証明を交付するものいたします。続きまして7ページ、議案第40号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第40号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は7ページから27ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する

というものです。AtoBの契約が7件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りますので、担当地区分の資料のご確認をお願いいたします。

それではよろしいでしょうか。委員さん方のご意見を聞く前に一カ所訂正がございますので、資料7ページをご覧ください。事務局の方から訂正があります。お願いします。

【事務局】

7ページなのですが、公益財団法人長崎県農業振興公社 理事長 [] と名前が書いてあるかと思いますが、県の副知事が7月17日付けで交代になりまして、[] さんに公社の理事長が代っておりますので修正をお願いいたします。それに伴ってその後の資料の12ページ以降の促進計画の一番下のところにも [] と書いてありますので、そこも [] さんに修正をお願いいたします。以上でございます。

【議 長】

はい、それでは委員さんからご意見等ございますか。はい、お願いします。

【渡口委員】

12番、渡口です。一番最後の40番の所ですけど、[] さんの所で一番右が備考の所に何も書かれていないんですけど。

【議 長】

そうですね、9ページの一番右の欄が未記入になってます。

【事務局】

今、ご指摘がありました9ページの右下の [] さんの空欄の部分ですが、この方の分に関しましては使用貸借契約ということで、お金が発生しておりませんので、空欄になっております。

【議 長】

渡口委員さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

【武部委員】

ちょっと、お尋ねしてよろしいでしょうか。

【議 長】

はい、お願いします。

【武部委員】

ちょっと、お尋ねです。農業委員7番、武部です。17ページ、18ページの■■■■さんとの内容が載っていますが、賃借料が6反あって1000円と非常に安くなっているんですが、集積協力金の関係で設定してあるんでしょうか。

【議 長】

事務局からよろしいでしょうか。

【山内委員】

17番、山内です。私も最初、反当り1000円じゃないか間違いじゃないのか確認したんですが、本人さん貸し手の■■■■さんは無償でもよかとですよという事だったんですが、それで借り手もお金が入ってこないの、最低1000円でどうなのか本人同士で■■■■さん、■■■■さんが確認して1000円かどうかということで、それでいいでしょうということで確認いたしました。かなり安いので、物納ができないので、口約束で玄米をやり取りするような形でした。そういう事です。よろしくをお願いします。

【事務局】

これ以外に実際、物納をされるということですね。

【山内委員】

そういう事です。

【議 長】

武部委員さん、よろしいでしょうか。

【武部委員】

はい、分かりました。

【議 長】

他にご意見等ありましたらお願いします。

はい、無いようですので、議案第40号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ本計画を定めるように要請することといたします。続きまして40ページ、議案第41号違反転用事案報告についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第41号違反転用事案報告について説明します。議事に入る前に違反転用の対応について簡単に説明いたします。まず、違反転用を確認した場合、県へ報告します。そこで、簡易手続き相当、具体的には追認事案と判断された場合は転用申請の手続きを行います。本案件は、この判断で、現時点では追認とは認められず、詳細な調査が必要と判断されましたので農業委員会の総会に報告、違反転用事案を県へ提出するものです。その後、県と農業委員会との協議により対応方針が決定されることとなります。それでは、事案について説明します。関係する位置図等の資料を40ページから43ページに添付しておりますので適宜ご覧ください。土地の所在地は、志佐町栢木免字上ゲ蔵■■■■・田・398㎡です。所有者及び転用者は、志佐町栢木免■■■■■■■■■■氏です。違反転用の内容は、違反転用地までの進入路が山林化し農業用機械が通れず農地と

しての利用が困難であったため、平成28年頃に杉を植林場として利用しているとのこと。現在も、農地を植林場として利用しております。今回、報告書を提出するにあたり、農業委員会としての意見を付すこととなりますが、現地調査及び本人からの聞き取り調査の結果から、①違反転用地の立地基準の判断では農振農用地除外後は第2種農地に区分されること、②人為的に非農地化され、かつ、5年以上引き続き非農地であること、③違反転用地は山林に囲まれており直接接する農地がないため、営農に支障は生じておらず、今後も影響がないと見込まれること、④木が植えられており、原状回復が困難であること、⑤当初より転用申請が行われていれば許可相当であったと見込まれること、以上5点の理由によって、当農業委員会としては、追認申請相当との意見を付して県へ提出したいと考えております。以上、ご審議をお願いいたします。スライドを準備しますので、少々お待ちください。

(スライドにより説明)

【議 長】

事務局の説明が終わりました。事件番号1番について地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員9番、前田委員となっておりますが、今回の現地確認された委員さんも同じく前田委員さんとなっておりますので、前田委員さんからご意見をお願いしたいと思います。

【前田秀一委員】

農業委員9番、前田でございます。この案件はですね7月17日に11番坂本委員と事務局2名で確認に行きました。この案件ですけれども2月の総会の折にですね、本人さんから2点の非農地証明願いが出されまして審議したわけですが、1件は証明書交付となりました。この案件1件がですね、ちょっと手続きが違うのではないかという事になりまして、今回の議案の提出となった訳です。先ほど事務局から説明がありましたように原状回復が不可能ということで、周りも山林でして何ら営農には影響は無しという事で、そういう関係でございます。ご審議のほどよろしく願いします。

【議 長】

有難うございました。それでは事件番号1番について審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議案第41号違反転用事案報告について、県より簡易手続き相当の違反案件の基準に該当しないと判断されたことに伴う、農業委員会の意見として追認相当である旨の違反転用事案報告書を県に提出することといたします。以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項に入ります。事務局からお願いします。

【事務局】

【協議及び事務連絡】

- ・令和8年度田畑売買価格等に関する調査について（各町に分かれて協議）
- ・公務災害補償制度の加入申込について（A型：1000円／1人／年間に加入）
- ・農地パトロールについて（8／17から9／3まで）
- ・農業委員会旅行について（九州管内で1泊2日）
- ・農業委員会だよりについて（8／1発行）
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について（8月市報等で周知）
- ・地区別農業委員会委員研修会について（10／27）
- ・鹿児島県薩摩川内市農業委員会の視察研修受け入れについて（11／5）

【議 長】

それでは本日の総会は終了です。来月の総会は、令和8年8月27日木曜日、13時30分、場所は文化会館小ホールとなっておりますので、お間違いの無いようお願いいたします。皆様、本日はどうもお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 08 分

